

消防の動き



緊急消防援助隊受援計画策定マニュアルの概要
独立行政法人消防研究所の
1年を振り返って
消防庁ワールドカップサッカー大会
警戒本部の設置

平成14年
5月号
375

消防庁

目次

消防の動き

巻頭言

3₁ 違反是正対策の推進

特集

4 特集1₁ 緊急消防援助隊受援計画策定マニュアルの概要

8 特集2₁ 独立行政法人消防研究所の 1年を振り返って

11 特集3₁ 消防庁ワールドカップサッカー大会 警戒本部の設置

雑学キーワード

13₁ 花火あれこれ

トピックス

14₁ 平成14年消防関係者春の叙勲伝達式

15₁ 平成14年消防関係者春の褒賞伝達式

16₁ 林野火災に対する警戒の強化

18₁ 違反是正支援センターの設置

21₁ 危険物等事故防止技術センターの設置

レポート

23₁ 東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定

消防通信～北から南から

25₁ 北海道 函館市消防本部

コラム2002

26₁ 指定可燃物(可燃性液体類)



表紙
兵庫県多可郡 加美町消防団

広報資料(6月分)

- 27₁ 防災訓練に参加しましょう
- 28₁ 花火による火災の防止
- 29₁ 電機器具の安全な取扱い
- 30₁ 住民自らによる災害への備え

インフォメーション

- 31₁ 4月の主な通知
 - 1 消防庁人事
 - 1 広報テーマ(5・6月分)
 - 1 テレビ防災キャンペーン

違反是正対策の推進



防火安全室長 木原 正則

平成13年9月1日に発生した、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災(死者44名)は、昨年の大きな社会的事件であるとともに、消防、とりわけ予防行政に対して、極めて厳しい挑戦状を突きつけられた火災でした。

特に、火災直後の小規模雑居ビルの一斉点検で、92%程度の違反があったことにより、全国の予防行政に深く根ざしていた違反是正が進まないという問題点が顕在化したものであることがはっきりしたと考えています。

この問題点は、様々の論点があると思われませんが、私がまず取り上げたいのが、次の2点です。

予防に係る措置命令が少ない(平成12年中の命令件数は84件)

予防要員の数が不足している(立入検査の実施率が近年急激に下がっており、平成12年中の立入検査の実施数は全防火対象物数の30.9%)

こういった状況を踏まえ、違反是正の徹底等を図るため、立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火対象物の定期点検報告制度の創設、罰則の強化等を内容とする「消防法の一部を改正する法律」(平成14年法律第30号)が国会での審議を経て、4月26日に公布されました。

今後、消防庁としては、消防法の改正事項が的確に運用されるよう、全国の消防関係者とともに、体制を整えていくことが大きな使命であると考えているところです。

当面、消防庁は、所要の政省令の改正、立入検査マニュアル、違反処理マニュアル等の通知、消防法改正、違反処理マニュアル等の講習会の実施等を検討しているところですが、違反処理を実施される消防本部の責任者の方々をお願いしたいのは、先にあげた顕在化した問題点に対する不退転の決意での取り組みです。

積極的措置命令の発動について

消防法令違反に対して、行政指導にとどまることなく、積極的に措置命令を発することです。これまでの違反処理指導の時代はこの法改正を契機にリセットされたとして、違反処理に対して新しい時代に入ったのだという発想の転換をしないと、国民の信頼は取り返せないと考えているところです。

予防要員の増加について

地方財政の厳しい中、消防職員はこの10年で1.8万人増員されていますが、その多くは、救急隊員、救助隊員が増加しているもので、予防要員の増加は図られていません。平成14年度の地方財政計画で、1,077人の予防要員の増加に係る経費が盛り込まれたところであり、ぜひとも、この主旨に沿った体制の整備を図っていただくよう、お願いしたい。

緊急消防援助隊 受援計画策定マニュアルの概要



1 緊急消防援助隊受援計画とは

緊急消防援助隊は、救助・救急・消火部隊のほか、先行調査や現地消防本部の指揮支援を行う指揮支援部隊、応援部隊が被災地で活動するために必要な食糧などの補給業務を行う後方支援部隊等が編成に加えられており、大規模災害時には、消防組織法第24条の3に基づき消防庁長官の要請により出動することとなっています。

緊急消防援助隊の任務、部隊編成及び出動等に関する必要事項を定めた緊急消防援助隊要綱については、平成12年12月に全部改正が行われ、この改正により、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活用できる体制を確保するため、予め各都道府県ごとに緊急消防援助隊受援計画を定めることとされました。



2 標準的受援計画マニュアルの検討

平成13年5月に開催された平成13年度第1回「緊急消防援助隊運用連絡会議」においては、平成13年3月24日に発生した「平成13年（2001年）芸予地震」における緊急消防援助隊の活動について検討を行いました。この中で、航空部隊（ヘリコプター）と被災地との連絡体制など、受援に関する問題点が多く指摘されました。

このような中、緊急消防援助隊受援計画の策定が急務との認識が高まり、平成13年5月初旬に全国的な策定状況調査を実施しましたが、47都道府県中、策定済みは1県だけであり、その他の都道府県については、未策定あるいは検討中という結果でした。

このため、前記運用連絡会議の下に緊急消防援助隊運用専門委員会を設置し、都道府県における受援計画策定を支援するため、緊急消防援助隊の標準的な受援計画策定マニュアルの検討を行うこととなりました。



（1）第一回委員会（平成13年8月2日）

- 1) 芸予地震における受援・応援活動に際しての問題点の整理
- 2) 緊急消防援助隊の派遣の流れ・被災地における指揮系統の検討
- 3) 既計画の現状把握
 - ・長野県「緊急消防援助隊受援計画」
 - ・栃木県・富山県・香川県「大規模災害発生時のヘリコプター受援マニュアル」

（2）第二回委員会（平成13年10月26日）

- 1) 既計画の現状把握
 - ・静岡県「緊急消防援助隊受援計画」（暫定版）
- 2) 緊急消防援助隊受援計画項目（案）の検討

（3）第三回委員会（平成14年2月27日）

- 1) 受援計画策定マニュアル（案）における具体的な項目検討 等



3 受援計画の内容(必要項目)

緊急消防援助隊運用専門委員会で検討し、受援計画策定マニュアルで示した受援計画に必要とされる項目は次のとおりです。

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義

第2章 応援要請

別図1、様式参照

- 1 応援要請
 - (1) まず最初に必要な情報
 - (2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報
- 2 応援要請及び連絡時の主な連絡先
 - (1) 関係機関及び連絡窓口
 - (ア) 主要な連絡先
 - (イ) その他の連絡先
 - (2) 連絡方法

別図2参照

第3章 指揮体制及び通信運用

- 1 指揮命令体制
 - (1) 都道府県・市町村の災害対策体制
 - (ア) 都道府県の災害対策本部
 - (イ) 都道府県内応援部隊の代表消防本部等
 - (ウ) 市町村の災害対策本部
 - (2) 緊急消防援助隊と都道府県内応援部隊との指揮系統
- 2 無線運用体制
 - (1) 都道府県内使用無線周波数
 - (2) 都道府県内ヘリコプターテレビ電送装置受信装置

第4章 情報提供

- 1 応援部隊の集結場所及び到達ルート
 - (1) 航空部隊
 - (2) 地上部隊
- 2 ヘリコプターの離着陸場
- 3 燃料補給体制

航空部隊・地上部隊が燃料補給可能な場所
- 4 地理・水利状況
 - (1) 市町村・消防本部で準備しておく情報
 - (2) 都道府県で把握しておく情報
- 5 応援部隊への補給体制

- 6 野営可能場所
- 7 応援部隊の活動報告等
- 8 その他

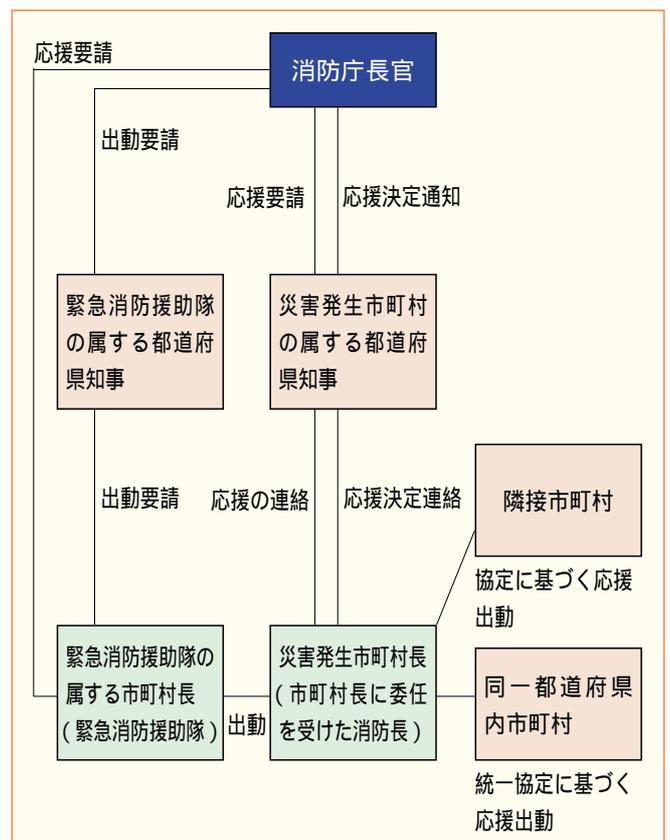


4 平成14年度の早い時期での策定を

緊急消防援助隊運用専門委員会で検討された受援計画策定マニュアル（案）については、平成14年3月22日開催の平成13年度第2回「緊急消防援助隊運用連絡会議」において最終的な検討・調整を行い、平成14年4月26日に各都道府県に通知したところです。

受援計画策定マニュアルは、各都道府県が受援計画策定にあたって参考とするための指針であり、策定にあたっては、都道府県内市町村及び消防関係機関と十分調整するとともに、地域防災計画との整合についても十分留意することが必要です。また、消防庁としては、平成14年度のできるだけ早い段階での策定を目標とし、策定後は、可能な範囲で公表するとともに他の都道府県に十分な周知が図られるよう要請しています。

別図1
応援要請の流れ：応援要請の流れが明確に分かるように図示しておく必要がある。



〈様式〉

本様式は、緊急消防援助隊の出動の要請連絡について第一次的に必要な情報を示した例である。

第	報
平成	年 月 日

緊急消防援助隊応援要請連絡票

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

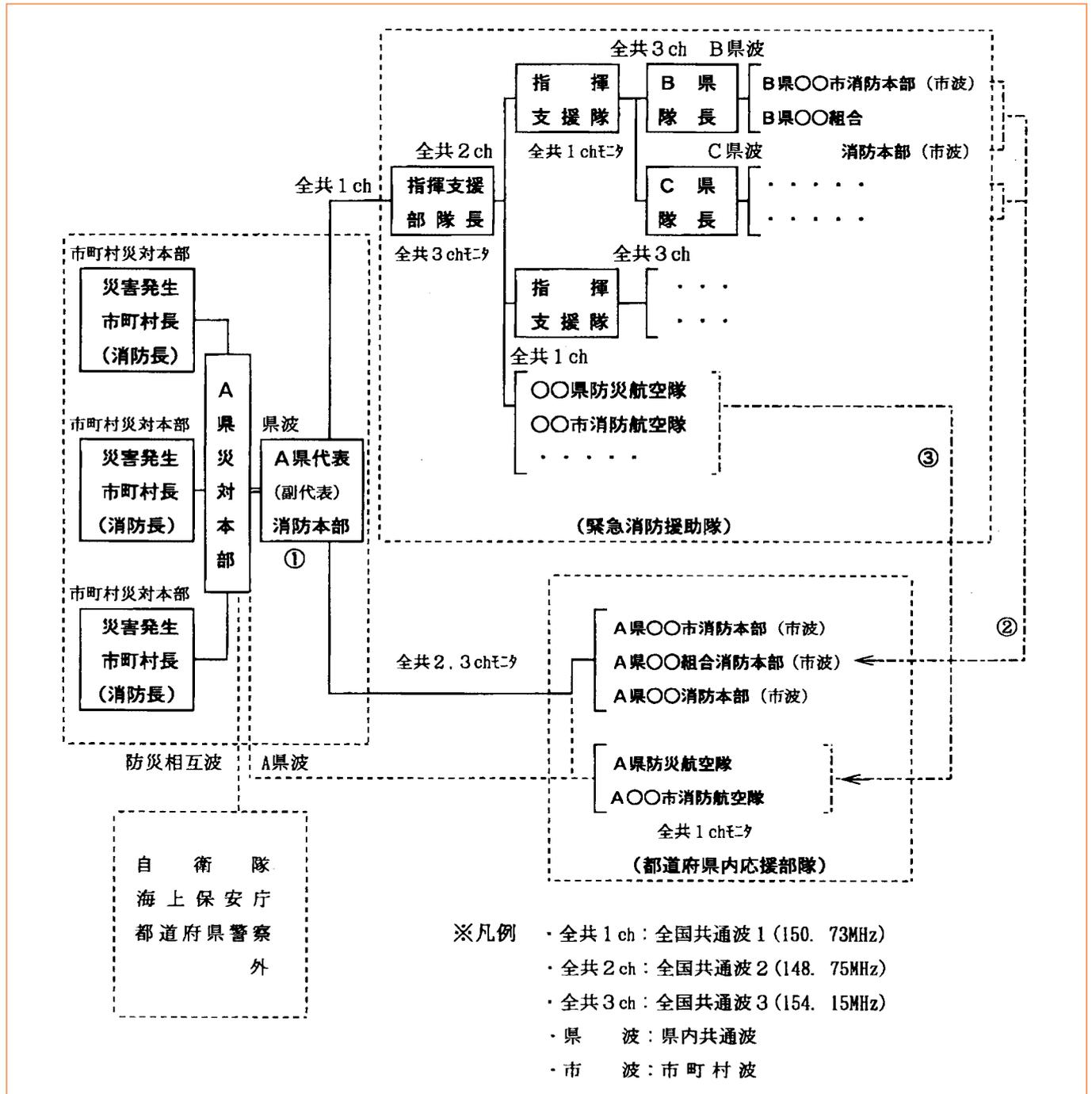
緊急消防援助隊の応援要請連絡について

下記のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	救 助 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	遠距離送水大量送水隊	
	救 急 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	消 火 部 隊			密閉空間火災等事故対応隊	
	航 空 部 隊			消 防 活 動 二 輪 隊	
	水 上 部 隊			震 災 対 応 特 殊 車 両 隊	
	特 に 指 定 な し			水 難 救 助 隊	
				毒 劇 物 等 対 応 隊	
	その他の部隊				
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
要請者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	〇〇市長村				TEL - - FAX - -

別図2

指揮系統図例：応援部隊の指揮系統及び無線運用体制が明確に分かるように図示しておく必要がある。



： A県内応援部隊の代表及び副代表となる消防本部である。

： 緊急消防援助隊の各都道府県隊については、現地において担当する市町村の区割りが具体的に決まれば、当該市町村の消防本部の指揮下に入り、応援活動することが想定される。

： 緊急消防援助隊の航空部隊は、都道府県内応援航空隊の指揮下に入り、応援活動することが想定される。

独立行政法人消防研究所の 1年を振り返って

消防研究所

独立行政法人消防研究所が平成13年4月1日に発足してから1年が経過しました。独立行政法人への移行に向けた最後の追い込みの時期から、独立行政法人として2年目を迎えた今日までの約1年を振り返り、総括します。



1 独法化前夜

平成13年1月に自治省消防庁から総務省消防庁へ、4月には国の機関から独立行政法人へと、3ヶ月の間に消防研究所はそれまでの半世紀に無いほどの目まぐるしい組織変遷を経験しました。組織変遷で慌ただしかったこの時期は、同時に新本館建設の最終工程とも重なっており、まさに、蜂の巣をつついたような雑然とした雰囲気の中で独立行政法人消防研究所は誕生しました。

国民に対して提供するサービスなど業務の質の向上、あるいは、業務効率の改善などに関して達成すべき具体的目標が中期目標として主務大臣から提示され、その目標を実現するための計画を独立行政法人が作成し主務大臣の認可を受けるとというのが、独立行政法人通則法の定める管理運営の基本的な仕組みです。主務大臣が中期目標を定め、あるいは、中期計画を認可するに際しては主務省に設置された独立行政法人評価委員会の意見を聞くことも定められています。中期目標および中期計画が独立行政法人の発足後遅滞なく定められるように準備することが、平成13年度末の最も優先されるべき作業でした。もちろん、独立行政法人への出資金の確定のための資産評価に関係した作業も膨大な量となりましたから、関係各位の協力と尽力無しにはとても発足までたどり着けなかったことでしょう。



2 発足

4月に多くの旧国立試験研究機関とともに消防研究所は独立行政法人に移行しました。同じ独立行政法人の研究機関といっても、国の機関であった頃と比較して内部組織をがらりと変えた法人から、従来の内部組織を多

く残した法人まで、種々の法人が誕生しました。消防研究所は、外部から東京大学名誉教授平野敏右理事長を迎え、内部の組織も大きく変えるなど、ドラスティブな組織改革を実施しました。従来、第1研究部から第3研究部までの3研究部に13の研究室があったものを、基盤研究部として統合し、研究領域を整理して、従来の研究領域を9研究グループに配分した上で、新たに救急研究グループを設置し、合計10の研究グループよりなる構成としました。さらに、社会的要請が強く、その成果が消防防災分野で大きく寄与することが見込まれる研究など、優先的に研究資源を活用し実施する必要がある研究をプロジェクト研究とし、そのマネジメントを行う5つのプロジェクトグループをまとめるプロジェクト研究部を設置しました。

研究部を改組するとともに、その他の部門の見直しも独立行政法人発足の機会に実施しました。まず、研究への社会ニーズの汲み上げや、研究成果の消防への環流などを効率化し、所内各部門の調整を実施するために、研究企画部を新設しました。独立行政法人の会計は、企業会計原則によることとされており、発足に当たってはその切り替えや新しい会計システムの導入も行いました。これらの業務を円滑に実施できるよう、事務局長を置き、従来の庶務課は総務課と改めました。

独立行政法人制度導入の目的は、国民へのサービスの質の向上と効率の改善です。研究を業務とする研究所では、このことは、よりレベルの高い研究を実施することと成果を反映する機会を増やすことにあたりますので、研究全体を総合的に俯瞰し、研究がより高度に遂行されるよう統括する役目を担う研究統括官を置きました。



3 発足後の一年の出来事

独立行政法人に移行してからの1年間には、非常に多くの、また、多様な出来事がありましたので、それらを「行事」と、「その他の出来事」に分けておもな事柄について概要を紹介します。

(1) 行事

消防研究所では、平成13年度中に、下記の5つの行事を研究所全体の行事として実施しました。消防研究所シンポジウムは独立行政法人になって新たに創設された行事で、アジア・オセアニア地域における消防防災科学技術に関する情報交換の場として、国際的な専門家の連携を上げるために不定期的に開催されます。第1回にあたる平成13年度は、「地震被害軽減のための情報技術・戦略に関するアジア・オセアニアシンポジウム」と銘打って平成14年2月20・21日の2日間、竹橋のKKR Hotel TOKYOで148名の参加者のもとに講演および討論をおこない、翌22日には、本所防災館および消防研究所へのテクニカルツアーを実施しました。一般公開、全国消防技術者会議、消防防災研究講演会は消防庁消防研究所時代から継承した行事で、それぞれ、626名、613名、88名の参加者がありました。

- ・平成13年消防研究所一般公開(平成13年4月20日)
- ・全国消防技術者会議(平成13年11月2日・3日)
- ・消防防災研究講演会(平成14年1月22日)
消防用設備等の性能評価手法の構築に向けて
性能評価に係る技術的検討と研究の現段階
- ・第1回消防研究所シンポジウム(平成14年2月20日～22日)
地震被害軽減のための情報技術・戦略に関するアジア・オセアニアシンポジウム
- ・消防防災機器の開発・改良および消防防災科学論文表彰式(平成14年3月18日)

「消防防災機器の開発・改良および消防防災科学論文表彰(長官表彰)」は昨年までは、消防庁主催の行事でしたが、消防研究所が独立行政法人化したことを受けて平



第1回消防研究所シンポジウム



平成14年消防研究所一般公開



実大規模火災実験用階段室模型

成13年度からは消防庁と消防研究所との共催行事としました。85編の応募作品から厳正な審査を経て、優秀賞12作品、奨励賞2作品を選考しました。

平成14年の一般公開は平成14年4月19日に実施され、625名の来訪者を数えました。今年的一般公開では火災により発生した煙の中でどのような見え方をするかを仮想的に体験できるコーナーをはじめ、昨年以上に実演・実体験できる展示を多く企画しました。来訪者に対して実施したアンケートでは、「興味深い研究が実施されている」という現状を評価した意見、「施設が立派であるのに驚いた」と、さらなる研究成果獲得を期待する意見、「研究成果が普及する努力をして欲しい」と成果普及に関する要望意見が目立ちました。

消防研究所一般公開来訪者数の推移

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
492	450	626	625

(2) その他の出来事

平成13年9月1日の未明に東京新宿で発生した新宿歌舞伎町小規模雑居ビル火災は44名の死者を出す大惨事となり、消防法改正など消防行政に大きな影響を与えました。消防研究所では、新宿歌舞伎町小規模雑居ビル火災への対応を検討する消防庁の要請により、急遽、研究チームを組織し、実大規模火災実験を平成14年2月～3月に実施し、燃焼性状、消火と火災感知に関する現象確認などを行いました。この研究を実施するために、重点研究を一時中断するなどの対応が必要でしたが、独立行政法人制度の特長である予算執行に関する柔軟性を活用することで、こうしたことが可能となりました。

内部の制度改革として、研究職員の勤務評定を所内での検討のうえ、個人の実績評価にもとづく評価制度に平成13年9月に移行しました。この新評価制度では、研究業績、重点研究参加貢献実績、活動実績の3つの実績項目について自己申告を元に上司が定量的評価をするというもので、評価結果は勤勉手当・昇級に直接反映させる仕組みとしました。

この他、平成13年度から、全国消防長会の「警防委員会」、「予防委員会」、「技術委員会」、「危険物委員会」、「救急委員会」の5つの事業推進委員会にオブザーバーとして参加をさせていただいており、研究ニーズの発掘と情報の発信に努めようとしております。



4 独立行政法人第2年目に向かって

平成14年度に入り、はやくも、独立行政法人としての第2年目となりました。昨年度は、ともかくも新しい制度に移行することに追われておりましたが、これからは前向きな取り組みをする時期となります。平成14年4月から新しく「火災原因調査室」を設置して、仙台市消防局から1名の研修生を受け入れました。この「火災原因調査室」の設置は、研究所として火災原因調査に取り組める体制、消防本部の火災原因調査を支援できる体制を強化する第一歩と位置付けています。消防本部等とのよ

り強い連携を目指して、東京消防庁や岐阜県からの研究生の受け入れを行いました。また、救急に関する研究を今年度からは重点研究課題として取り上げることとし、「任期付き研究員制度」にもとづく研究員を採用し、さらに救急研究の体制を強化しました。

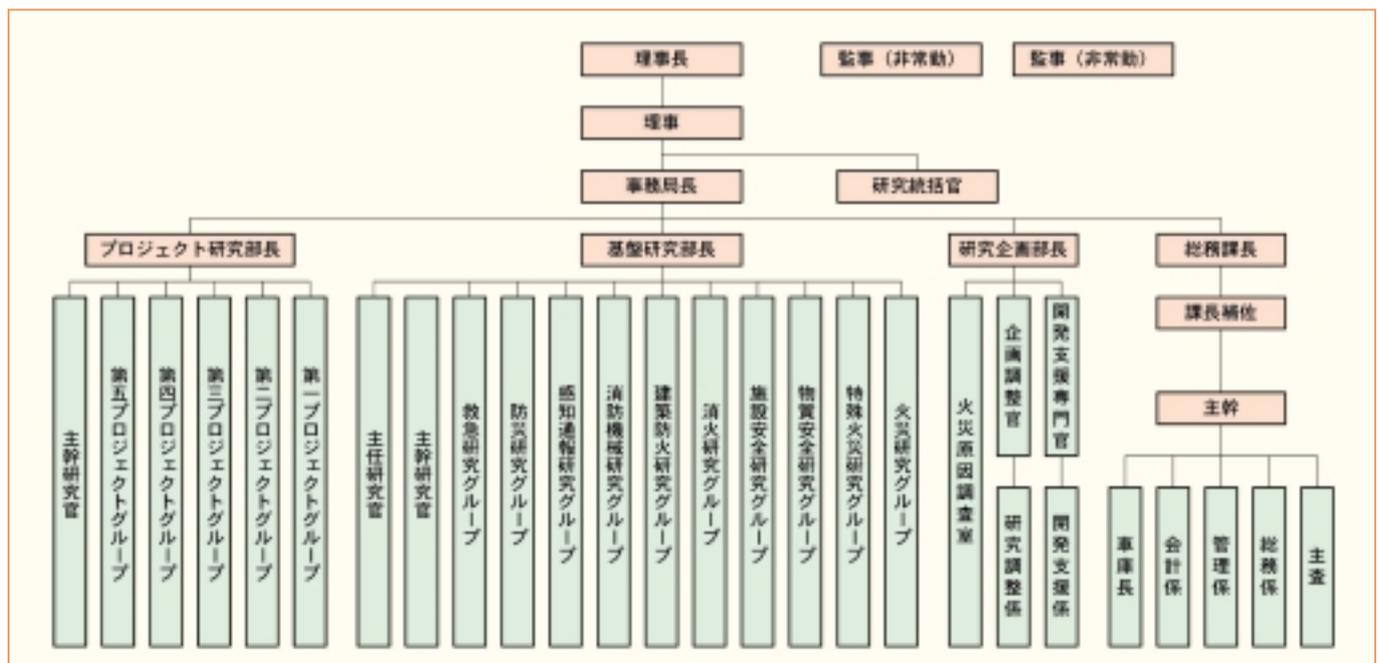
さらに現在、平成14年7月17～19日の3日間、第2回消防研究所シンポジウム(消火設備の科学技術と基準)を消防研究所構内で開催する予定で、準備を進めております。



5 独立行政法人の1年を総括して

昨年4月、今年4月と、組織改編を実施しました。これらの組織改編について国の機関であった頃に比べると、理事長の意思により柔軟に組織を変えられることは独立行政法人制度のメリットです。新宿歌舞伎町小規模雑居ビル火災を契機とした研究計画の変更も独立行政法人であってこそその柔軟性であったと思います。この一年の間に実施された多くの改革の中には、おそらく国の機関であったとしても実施可能なものがあると思われます。しかし、それらの改革は可能であったとしても実現のためには、より多大な調整努力が必要で、とん挫していた蓋然性が高いものばかりです。確かに独立行政法人では、理事長の意思決定により軽快な対応が可能であるという実感をもって、総括とします。

独立行政法人消防研究所組織図(平成14年4月1日現在)



特集

3

消防庁ワールドカップサッカー大会警戒本部の設置

消防課

ワールドカップサッカー大会開催に備え、消防庁ではこれまで、関係地方公共団体及び開催競技場を管轄する消防本部等との「ワールドカップサッカー大会に関する消防関係連絡会議」を開催し、災害規模に応じた対応計画を各消防本部において策定するなど、競技場及びその周辺における消防・緊急警戒対策の確立について連携を図ってきました。

選手、大会関係者等の来日を間近に控えた5月9日、消防本部における消防・救急警戒の実施に係る支援及び情報収集並びに地方公共団体、消防機関、関係省庁との連絡調整等を一層強化するため、「消防庁ワールドカップサッカー大会警戒本部（本部長：消防庁次長）を設置し、万一の災害発生に備えた所要の警戒体制をとることとしました。大会開催期間終了後の7月10日までの間、警戒を実施します。

5月9日には、警戒本部の初会合を開き、各開催地の消防・救急警戒実施結果の把握、庁内連絡員の増強、状況に応じ消防庁職員の現地消防本部への派遣など、ワールドカップサッカー大会開催期間中における消防庁の取組みが決定されました。

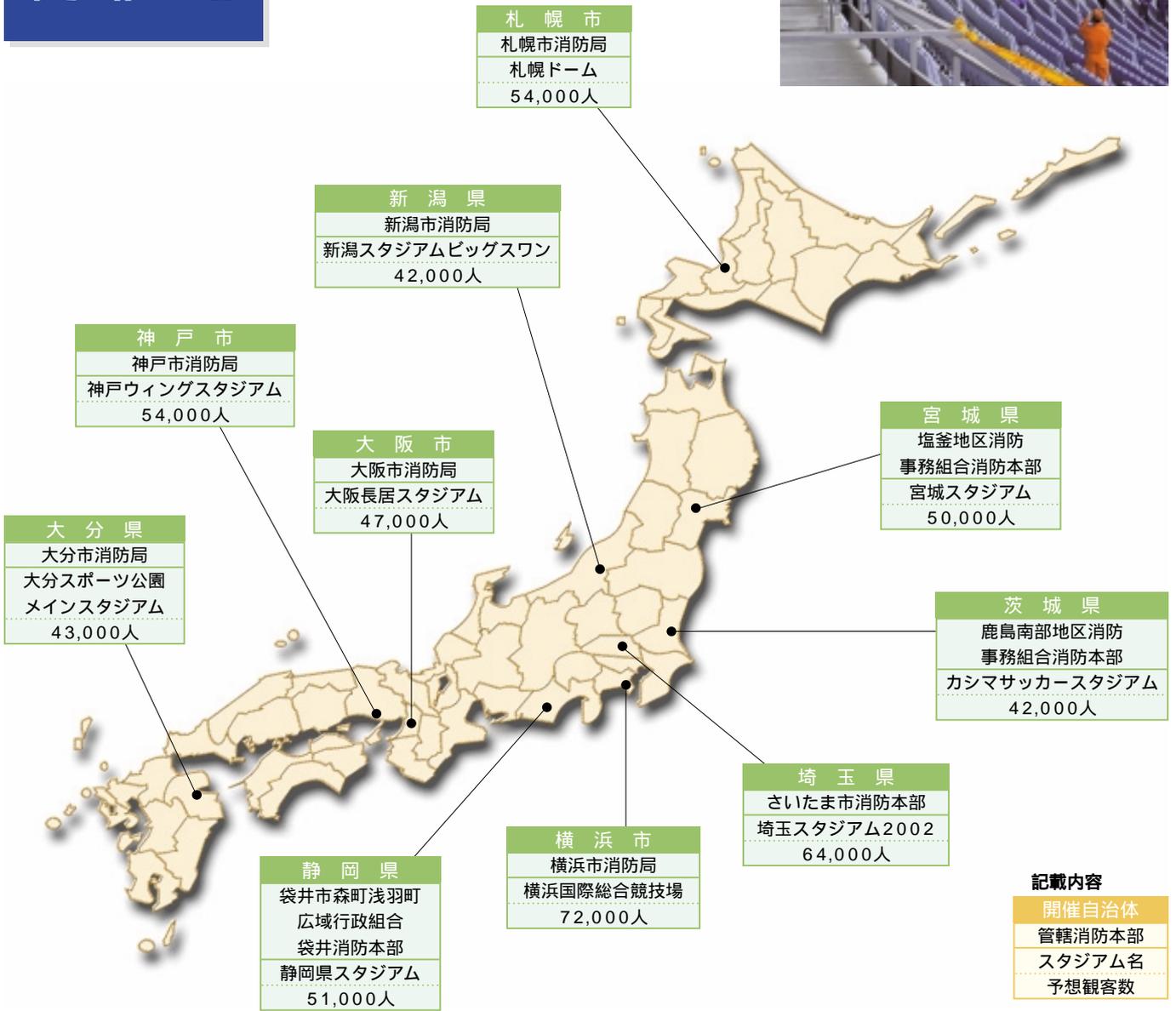
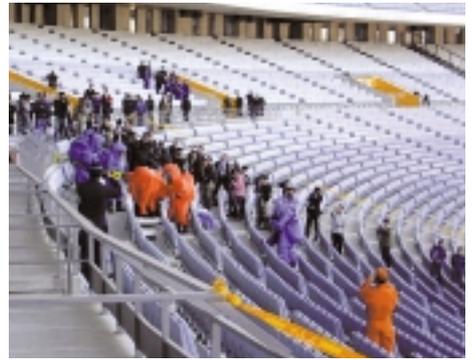
引き続き、試合中のスタジアムにおいて観客の転倒により負傷者が多数発生したという想定で、警戒本部の初動対応訓練を実施しました。この訓練では、開催競技場を管轄する消防本部が策定した対応計画に基づき、被害が拡大した場合における、警戒本部の対応要領等について確認しました。

競技場を管轄する各消防本部では、大会開催を目前にして関係機関と連携して多数負傷事故、テロ対策等を想定した総合訓練を実施するなど、消防・救急警戒への各種対応計画の検証等を行っています。これらの訓練を通して、大会開催に向けた消防・救急警戒の万全を期することとしています。



日本国内 の 開催地

4月24日 宮城スタジアム
観客席に科学剤がまかれたと
いう想定の実演訓練。



記載内容

開催自治体
管轄消防本部
スタジアム名
予想観客数

5月19日
埼玉スタジアム
多数の負傷者が発生したとの想定によるトリアージ訓練。



5月11日
カシマサッカースタジアム
除染シャワー、中和剤散布器等を用いた生物剤等の除染訓練。



花火あれこれ

夏になると夜空を彩り私たちを楽しませてくれる“花火”。広辞苑を紐解くと

はな・び【花火・煙火】黒色火薬に発色剤をまぜて筒につめ、または玉としたもの。点火して破裂・燃焼させ、光・色・爆音などを楽しむ。通信用にも用いた。張筒から空中に放つ打上花火、装置して物の形を見せる仕掛花火、子どもの玩具とする線香花火などがある。

と、されています。これだけではなんとも色気のない説明ですが、その歴史については諸説あります。有力なものとしては、ギリシャ・ヨーロッパの昔にさかのぼりますが、その頃のものは通信手段“のろし”として使われていたようです。現在のような“花火”になるのは“火薬”が発明されてからで、14世紀後半のヨーロッパ、フィレンツェに起源するといわれています。日本へは16世紀半ば頃、鉄砲の伝来とともに伝えられ、1589（天正17）年に、伊達政宗が鑑賞した記録が残っていますが、観賞用として使われたのは江戸時代になってからのことです。1613（慶長18）年に、

イギリス国王ジェームズ 世の使者、ジョン・セーリスが駿府城を訪れた際に、徳川家康に花火を見せ、これを機に、將軍家をはじめ諸大名の間で花火が流行します。しかし、この流行とともに火災も多く発生し、幾度となく「花火禁止令」が出されることとなります。その後、1733（享保18）年、將軍吉宗の時代に飢餓と悪病払いのために、花火大会が催されます。これが今の「両国の花火」の起源です。

花火が打ち上げられたときに耳にする「たまやぁ」「かぎやぁ」という掛け声ですが、これはともに江戸時代の花火製造元の名であるといわれており、“鍵屋”と、この“鍵屋”から分家した“玉屋”が、その技を競い、それを見ていた見物人が囃したものがはじまりといわれています。

日本の花火は多くの研究、開発の結果、精巧で華麗なものとして発展し、今日では世界でもトップレベルと評価されています。一方で、花火が原因となる事故も絶えないのが現実です。この号の広報資料 P.27参照 でもふれていますが、ルールを守って“花火”を楽しみましょう。



平成14年消防関係者春の叙勲伝達式

総務課

平成14年春の叙勲伝達式が去る5月9日（木）10時20分からニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において、徳田正明日本消防協会会長・日本防火協会会長、杉村哲也全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、約800名が出席し盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は483名で、勲等別受章者数は次のとおりです。

勲四等	旭日小綬章	3名
勲四等	瑞宝章	9名
勲五等	雙光旭日章	29名
勲五等	瑞宝章	123名
勲六等	單光旭日章	188名
勲六等	瑞宝章	131名

伝達式では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から勲記及び勲章が勲等別にそれぞれの代表者に伝達され、最後に受章者を代表して千葉県湯浅一氏が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者608名は皇居に参内して、宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、受章者を代表して東京都の安田正氏がお礼を言上し、陛下よりお言葉を賜りました。その後、宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して退出しました。

なお、拝謁におけるお礼言上者、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

お礼言上者	安田	正
代表謝辞者	湯浅	一
代表受領者		
勲四等	旭日小綬章	波多野 誠 一
勲四等	瑞宝章	木村 勝 美
勲五等	雙光旭日章	荒川 義 輝
勲五等	瑞宝章	望月 稔
勲六等	單光旭日章	南 昭 義
勲六等	瑞宝章	佐藤 節 男



式辞を述べる石井隆一消防庁長官



受章者代表謝辞を述べる湯浅一氏

平成14年消防関係者春の褒章伝達式

総務課

平成14年春の褒章伝達式が去る5月14日(火)10時30分から総務省講堂(千代田区霞が関)において、徳田正明日本消防協会会長、杉村哲也全国消防長会会長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長、深田道夫全国消防機器協会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

受章された方々は、消防団長として永年にわたり消防の発展に努め、その功労が顕著であり、他の模範と認められた消防関係者並びに消防関係業界の業務に精励し、その功績が顕著な方々で、藍綬褒章32名、黄綬褒章2名の合計34名です。

式典では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から褒章及び褒章の記が受章者一人ひとりに伝達され、最後に受章者を代表し、松山重信山川町消防団団長が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居に参内して、



式辞を述べる石井隆一消防庁長官

宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

その後、宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して退出しました。



褒章を受領する受章者



受章者代表謝辞を述べる松山重信氏

林野火災に対する警戒の強化

防災課

林野火災は、例年空気が乾燥する春先を中心に全国各地で多発しています。

平成14年1月1日から4月12日までで、焼損面積10ha(100,000㎡)以上または空中消火(消防・防災ヘリコプター等による)を実施もしくは空中消火のために出動を行った林野火災で消防庁に報告されているものは、84件と前年を37件上回っています。

「資料1及び2」

注)消防庁へ報告のあった火災即報及び林野火災対策資料に基づいて作成したものであり、今後の調査により変動する事がある。

平成13年中の発生状況を見ると出火件数は3,015件(前年比210件増)、死者は26人(同10人増)、焼損面積は

1,671ha(同216ha増)となっています。出火原因としては、「たき火」、「たばこ」、「火入れ」など、火気の手配の不注意や不始末によるものが多いのが近年の特徴で、この3つで53.5%を占めています。以前には、「林内作業の失火」、「炭焼の失火」、「火入れ」等が多かったものが、近年のアウトドアブームの影響もあって入山者の増加によるものと推測される原因へと推移しています。

林野火災は、乾燥注意報や強風注意報が発令されている気象条件下では、焼損面積が広範囲に及ぶ危険性があり、また、一旦発生すると消防水利の不足や道路状況がよくないなどの地理的・地形的条件から消火活動が困難となります。このため、登山やドライブの目的で入山する場合には、たばこの投げ捨てやたき火の不始末などをしないようマナーの向上に努めることが必要であるほか、火入れを行う場合には、事前に消防機関に届出を行い、気象情報や周囲の可燃物の状況に注意して、火から目を離さないようにするなどの十分な管理を行う必要



があります。

林野火災によって焼失した森林の回復には、長い年月と多くの労力、経費を必要とします。また、焼失した森林は、山間部の保水能力の低下を招くだけでなく、台風や集中豪雨などの大雨による土砂災害などを引き起こす遠因にもなります。

林野火災が発生すると発生市町村が消火活動の対応をすることになりますが、より効率的かつ効果的に初期段階から消火作業を実施できるよう近隣市町村の消防職員・消防団員に応援出動を求める広域的な対応が行われているほか、消防庁としては、現在全国に68機(消防機関27機、道県41機)配備されている消防・防災ヘリコプターによる空中消火についても初期の段階から積極的に実施するよう要請しています。

ヘリコプターによる空中消火は、水又は消火薬剤を1回あたり約600～1,400リットル火災現場上空から一気に散水するもので、地上からの消火活動が困難な区域に対す

る効果や延焼阻止効果が期待できます。また、従来は消火手段が限られていた登山道しかない山頂付近の火災などにおいても効果が期待できます。さらに、火災の状況や延焼の方向等を、上空から偵察する事で地上よりも広範囲に確認できることから住民への避難勧告の発令に必要な情報や地上での消火活動に有効な情報を収集することも可能です。

消防庁では、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて、山火事予防を呼びかけています。また、地方公共団体が行う出火防止対策に重点をおいた住民広報や林野火災訓練などの実施や防火水槽などの林野火災用消防施設の整備の支援を行っています。

林野火災の多くは、一人ひとりの注意でその発生を抑制することができます。貴重な生命や財産を守るために林野における火気の取り扱いには十分気をつけましょう。

<資料1> 林野火災発生件数(1月1日～4月12日)

	1月	2月	3月	4月12日まで	合計
平成14年	5	17	39	23	84
平成13年	6	8	16	17	47
平成12年	2	20	30	8	60
平成11年	15	16	7	3	41

焼損面積10ha以上または空中消火を実施もしくは空中消火のために出動を行った林野火災発生件数(火災・災害等即報要領に基づく報告のあったもの)

<資料2> 最近の大規模林野火災例

月日	県	市町村	覚地時刻	鎮火時刻	焼損面積(ha)	避難勧告の状況	消火ヘリ(延数)	空中消火実施機関	風速(m/s)	湿度(%)	気象状況
3.21	長野県	松本市	3月21日10時08分	3月23日8時00分	175.91	32世帯・75名	12	長野(3/21)(3/22) ・群馬(3/21)・岐阜(3/21) ・埼玉(3/21)・新潟(3/21) ・自衛隊2機(3/21)(3/22) ・自衛隊大型(3/21)(3/22)	10.0	36.0	火災気象通報・乾燥注意報・強風注意報
4.5	岐阜県	岐阜市 芥見・各務ヶ原市	4月5日13時50分	4月6日16時00分	510.00	1160世帯・3,613名	18	岐阜1号機・2号機(4/5)(4/6) ・愛知(4/5)・名古屋市(4/5) ・石川(4/5)・福井(4/5) ・滋賀(4/5) ・自衛隊4機(4/5)(4/6) ・自衛隊大型(4/6)	9.6	6.0	火災気象通報・乾燥注意報・霜注意報

違反是正支援センターの設置

防火安全室

平成13年9月1日に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、全国一斉立入検査を行った結果、約9割の小規模雑居ビルで何らかの消防法令違反があることが判明し、平成14年1月31日現在においても約8割の違反が是正されていない状況にあり、これらの違反の早期是正が必要となっています。

また、「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」（平成13年12月26日付け消防審議会答申）においては、違反処理に関する専門的な知識、技術を有する担当者を常時必要数配置することは多くの消防機関において困難と考えられるため、違反処理に係る技術的助言を行う等、全国の消防機関が行う違反処理を側面的に支援するための体制を整備する必要があるとされています。

このような答申の趣旨を反映したものとして、平成14年4月1日、「違反是正支援センター」が、財団法人日本消防設備安全センター内に設置され、市町村消防機関が推進する違反是正業務を支援するため、以下のような事業を行うこととなりました。

1 違反是正に関する事例の収集及び分析並びにデータベースの構築の支援

防火対象物の立入検査及び違反是正業務の推進に必要な 告発、命令等の処分事例 消防関係判例等 消防関係法令・基準等 違反処理基準等のデータベースの逐次整備を支援する。

2 違反是正担当者講習会の支援

市町村の消防機関の違反是正担当者を対象として、消防庁が行う講習会を支援し、専門的な知識、技能を付与する。また、この講習会において使用するテキスト、ビデオ等教材の製作を支援する。

3 消防機関に対する違反是正に必要な情報の提供

消防機関から寄せられる違反是正に関する問い合わせ、相談等に対し、収集した違反是正事例、違反処理に係る具体的手法等を紹介する等消防機関に対して必要な情報を提供する。

4 違反処理事例、消防関係判例の収集分析編集業務

(1)違反処理事例集の編集

各消防本部が発令した防火対象物に係わる措置命令等の処分事例、告発事例、代執行事例等を収集分析して、違反是正業務の推進に有用な事例集として編集する。

(2)消防関係判例集の編集

過去における消防関係判例の中から違反是正業務の推進及び防火対象物関係者指導に有用な国家補償事例、行政争訟事例、行政事件訴訟事例、刑事、民事裁判事例等を収集、整理分析した判例集を編集する。

(3)小規模雑居ビルに係る火災事例集の編集

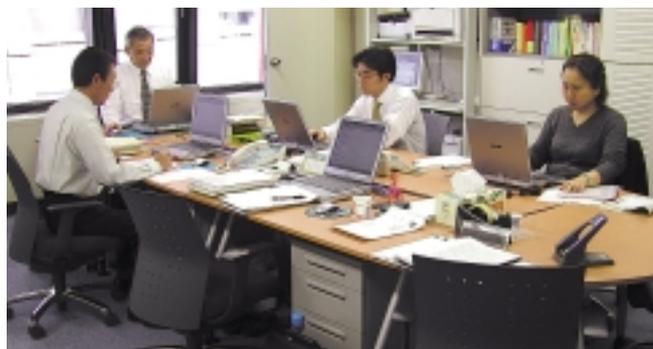
多数の死傷者が発生した火災、消防法令の改正の端緒となった火災等の事例を中心に収集分析編集して小規模雑居ビルの防火安全対策及び違反是正業務の推進に有用な事例集を編集する。

5 違反是正に係る広報及び啓発業務

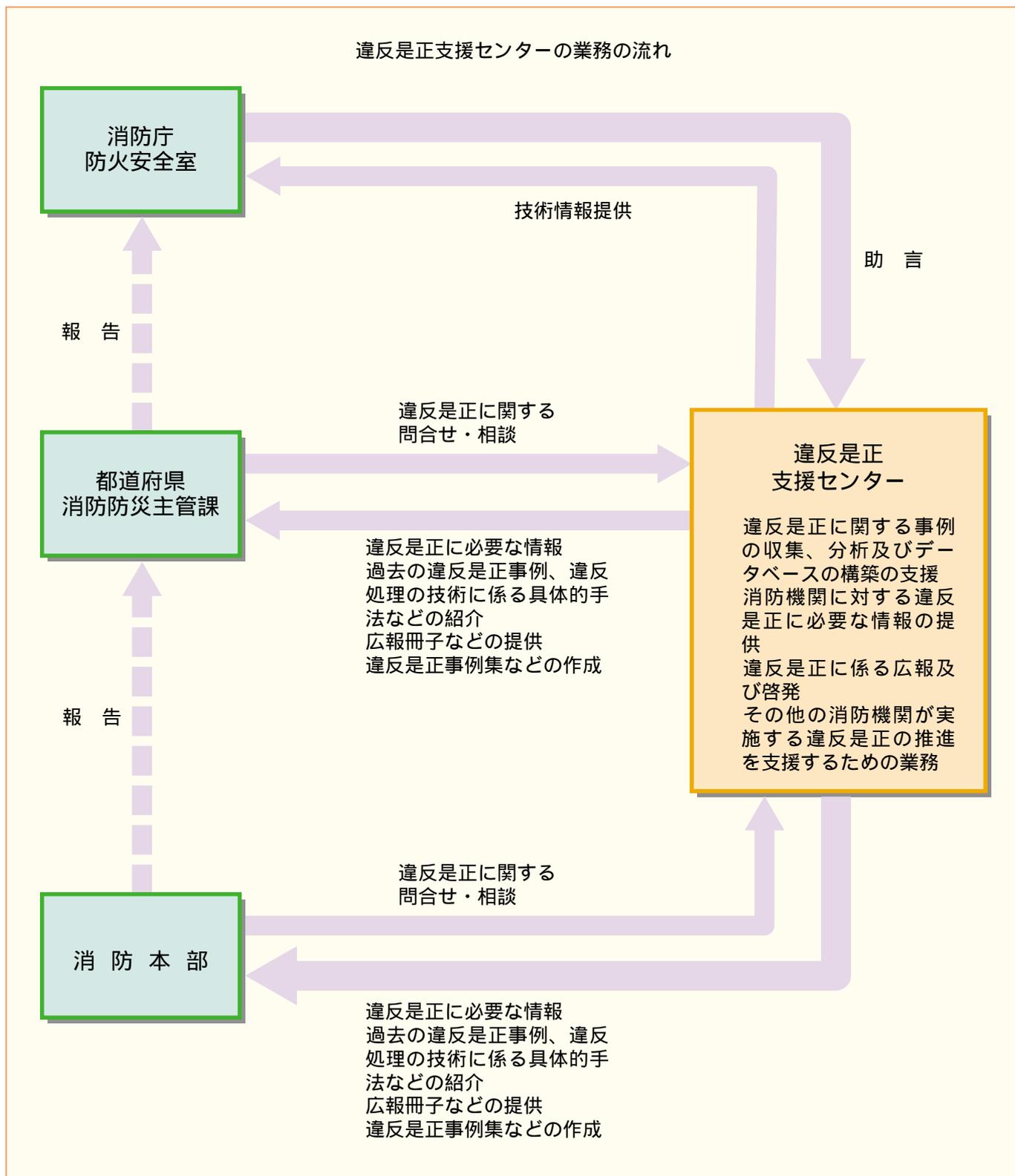
事業所関係者及び一般国民向けを対象とした小規模雑居ビル等の防火安全対策上のポイントや火災発生時の対応方法等についてのパンフレット等を消防庁と協力して作成配布し、小規模雑居ビル関係者及び一般国民に対する防火意識の高揚を図る。

6 その他消防機関が実施する違反是正を推進するための業務支援

違反是正推進委員会及び専門部会の運営並びに消防機関からの要望に応じて違反是正的確な推進に必要な支援事業を推進する。



違反是正支援センターの業務の流れ

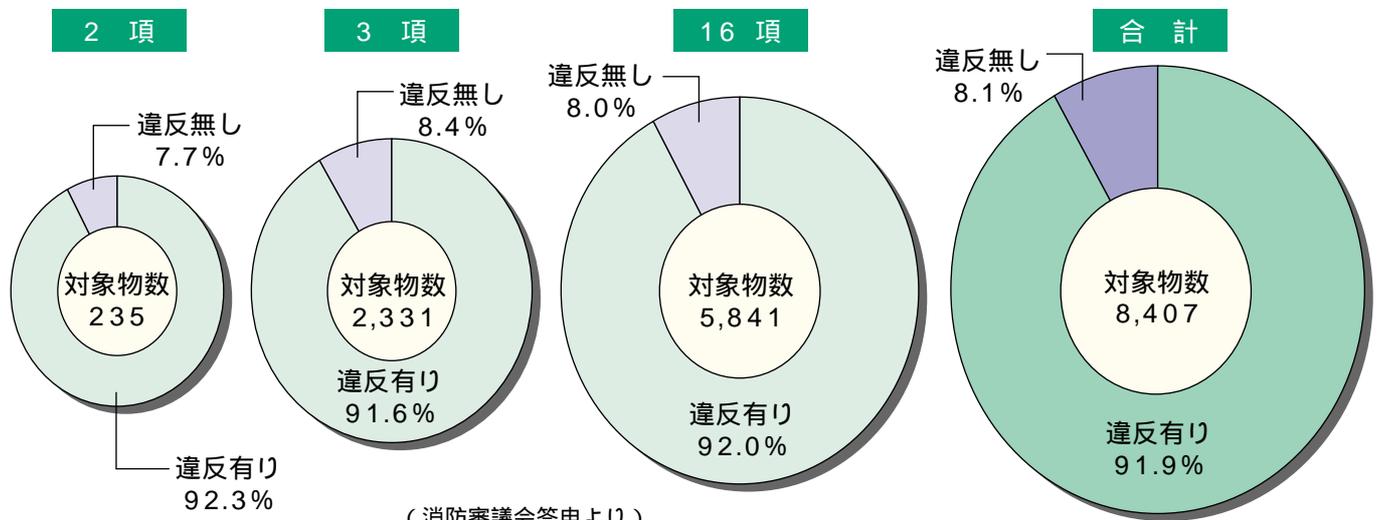


< 法令違反状況 >

調査対象

- 3階以上の階が、消防法施行令別表第1の(2)項または(3)項に掲げる用途に用いられている。
- 直通階段が一つのみ設けられている。
- 共同防火管理を要する。

項目		違反なし		違反あり		合計
		対象物数		対象物数		
防火管理	防火管理者選任届	3,432	40.8%	4,975	59.2%	8,407
	消防計画の作成	2,965	35.3%	5,442	64.7%	8,407
	共同防管協議事項届出	3,470	41.3%	4,937	58.7%	8,407
	自衛消防訓練	1,550	18.4%	6,857	81.6%	8,407
防災物品使用		4,608	60.7%	2,989	39.3%	7,597
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	5,866	70.9%	2,412	29.1%	8,278
	屋内消火栓設備	1,560	90.5%	164	9.5%	1,724
	自動火災報知設備	3,611	58.0%	2,618	42.0%	6,229
	非常警報器具・非常警報設備	3,759	78.1%	1,056	21.9%	4,815
	避難器具	3,821	54.4%	3,208	45.6%	7,029
	誘導灯・誘導標識	4,429	54.9%	3,639	45.1%	8,068
その他	火気使用設備・器具	7,014	90.5%	735	9.5%	7,749
	消防用設備等設置届	5,904	87.4%	850	12.6%	6,754
	防火対象物使用開始届	6,743	80.2%	1,664	19.8%	8,407
	消防用設備等点検報告	3,323	39.5%	5,084	60.5%	8,407
	避難施設の管理	5,932	70.6%	2,475	29.4%	8,407
	防火戸の管理	6,840	81.4%	1,567	18.6%	8,407



危険物等事故防止技術センターの設置

危険物保安室

危険物施設における火災・漏えい事故件数は、平成6年以降増加傾向にあり、平成12年中の危険物施設における火災・漏えい事故件数は、511件（前年比18.6%増）

で、統計を取り始めて以来最高となっています。また、平成12年6月には、群馬県の化学工場において、危険物に指定されていなかった化学物質（ヒドロキシルアミ

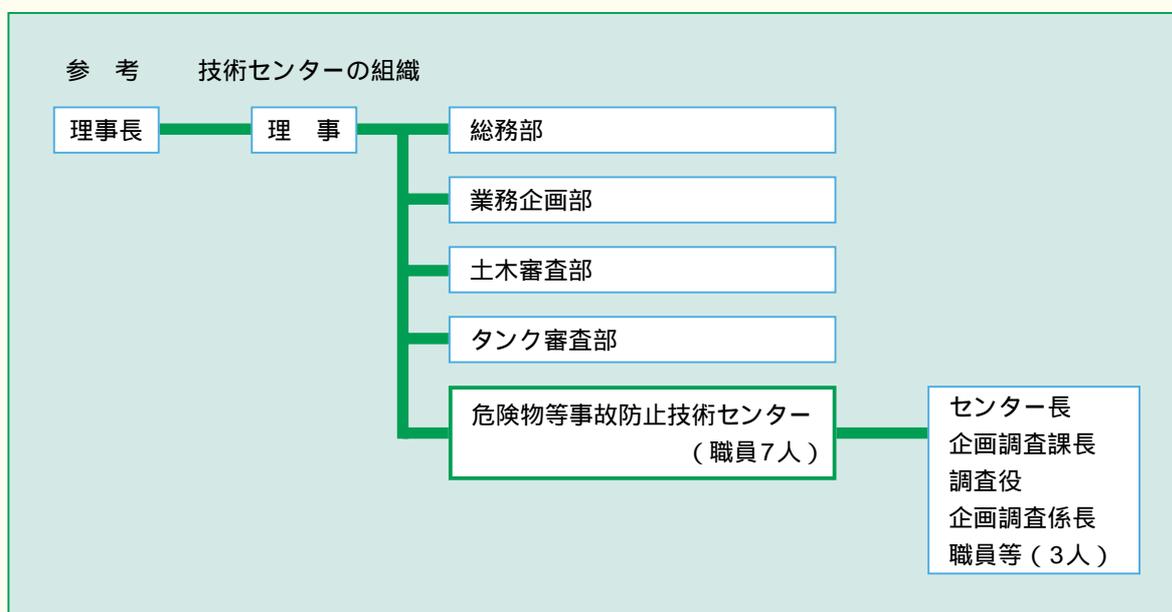
[危険物保安技術協会のホームページ]

危険物保安技術協会では、平成14年4月1日に危険物施設等における火災・漏えい等の事故件数の増加、危険物に指定されていない火災危険性を有する化学物質の出現等の状況をふまえ、危険物等に係る事故防止対策の推進に資するため、危険物施設等に係る事故情報の収集、分析等、新たに出現する危険性物質に係る情報の収集、性状の確認等並びに危険物等に係る事故防止対策に関する調査研究、情報の提供等を行う「危険物等事故防止技術センター」を設置しました。今後は、技術センターにおいて下記の業務を行います。なお、技術センターの業務に関するお問合せは、下記の連絡先までお願いします。

なお、技術センターに関する情報は、今後ホームページ等において、提供させていただきます。

技術センターの業務

- (1) 危険物施設等に係る事故統計資料の作成に関すること。
- (2) 危険物施設等に係る事故事例の分析に関すること。
- (3) 危険物等に係る事故防止対策に関する調査研究に関すること。
- (4) 危険物事故事例セミナーの開催に関すること。
- (5) 危険物等事故防止対策情報連絡会の庶務に関すること。
- (6) 危険物等確認試験に関すること。
- (7) 危険物データベース登録確認書の交付に関すること。
- (8) 新規危険性物質に係る調査に関すること。
- (9) 新規危険性物質情報連絡会の庶務に関すること。
- (10) 危険物等に係る事故防止対策に関する技術情報の提供に関すること。

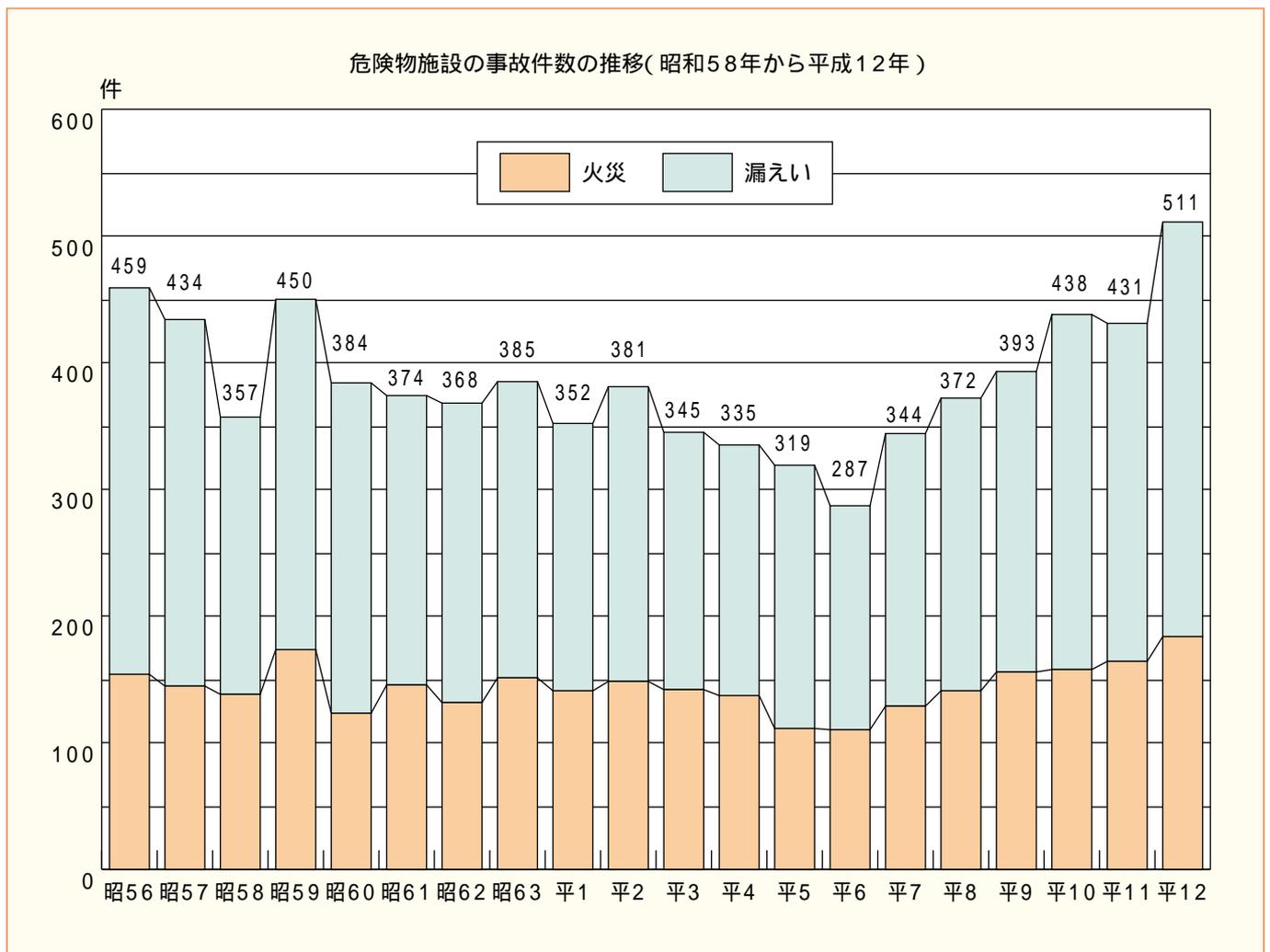


ン)が原因となる爆発火災事故が発生しています。

このような状況にかんがみ、危険物等に係る事故情報や、新たに出現する火災危険性を有する化学物質に関する情報を集約し、総合的かつ体系的に危険物施設等における事故防止対策を推進するため、危険物保安技術協会内に、「危険物等事故防止技術センター」が平成14年4月1日に設置されました。

危険物の火災や漏えいは、一度発生すると、事業所内だけでなく、周辺住民や環境への甚大な影響を与

えかねない性格を有しています。消防庁としても今後、新たに出現する化学物質に関する火災危険性の早期把握や事故の詳細な分析による具体的な事故防止対策の検討、また、昨今環境問題が大きく取り上げられる状況を踏まえ、地下に埋設される地下タンク貯蔵所等からの危険物の漏えい事故防止方策の検討など、事故防止に関する各種施策を、同じ目的を持つ「危険物等事故防止技術センター」と密接な連携を図りつつ、推進していくこととしています。



東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定

- 地震防災対策強化地域が6県167市町村から8都県263市町村に拡大 -

震災対策室

東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定については、平成14年4月23日に開催された中央防災会議における審議を経て、翌24日に、新たに96市町村が追加指定されました。この結果、強化地域は、現行の6県167市町村から8都県263市町村に拡大しました。

検討経緯

東海地震対策については、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という)の成立(昭和53年6月)以来四半世紀が経過し、この間の観測データの蓄積や新たな学術的知見が得られてきたことを踏まえ、中央防災会議の「東海地震に関する専門調査会」(H13.3～H13.12)において、東海地震の新たな想定震源域及び地震動、津波の生じる地域等が検討され、昨年12月18日の中央防災会議において報告されました。

この報告を受け、同日、内閣総理大臣から「地震防災対策強化地域の指定の範囲」についての諮問がなされ、中央防災会議では、「東海地震対策専門調査会」(H14.3～)を設置し、強化地域の指定についての検討を行い、今回の強化地域の見直しが行われたものです。

強化地域指定の考え方

大震法第3条第1項では、「大規模な地震が発生する場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を強化地域として指定する。」ことになっています。

東海地震対策専門調査会では、今年3月に強化地域の

指定にあたり、下記「強化地域指定の考え方」により、新たに62市町村の追加指定が必要との考え方を示しました。

関係都道府県知事への意見聴取

一方、大震法第3条第3項では、「強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞く。」ことになっています。これは、強化地域の指定にあたっては、地域の災害や防災体制等の実情を十分反映させる必要があるために行われるものです。

この規定に基づき、今年3月に、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の8都県知事に対して意見聴取を行ったところ、62市町村については強化地域の指定の同意が得られるとともに、山梨県、長野県、愛知県及び三重県の4県から、新たに34市町村の強化地域の追加指定の要望がなされました。

この関係都県からの意見聴取を踏まえて、再び、東海地震対策専門調査会において検討した結果、34市町村についても強化地域の指定が必要と判断されたものです。

この34市町村については、「軟弱地盤で震度6弱に準じた強い揺れが生じ、また海拔ゼロメートル地帯のため地震により広い範囲で浸水するおそれがある。」あるいは、「過去に多くの津波災害を被っており、また、リアス式海岸を有し地形が急峻なため迅速な避難が困難である。」等の理由により、著しい地震災害が生じるおそれがあり、警戒宣言に基づく避難・警戒体制を講じる必要があるため、強化地域に指定されたものです。

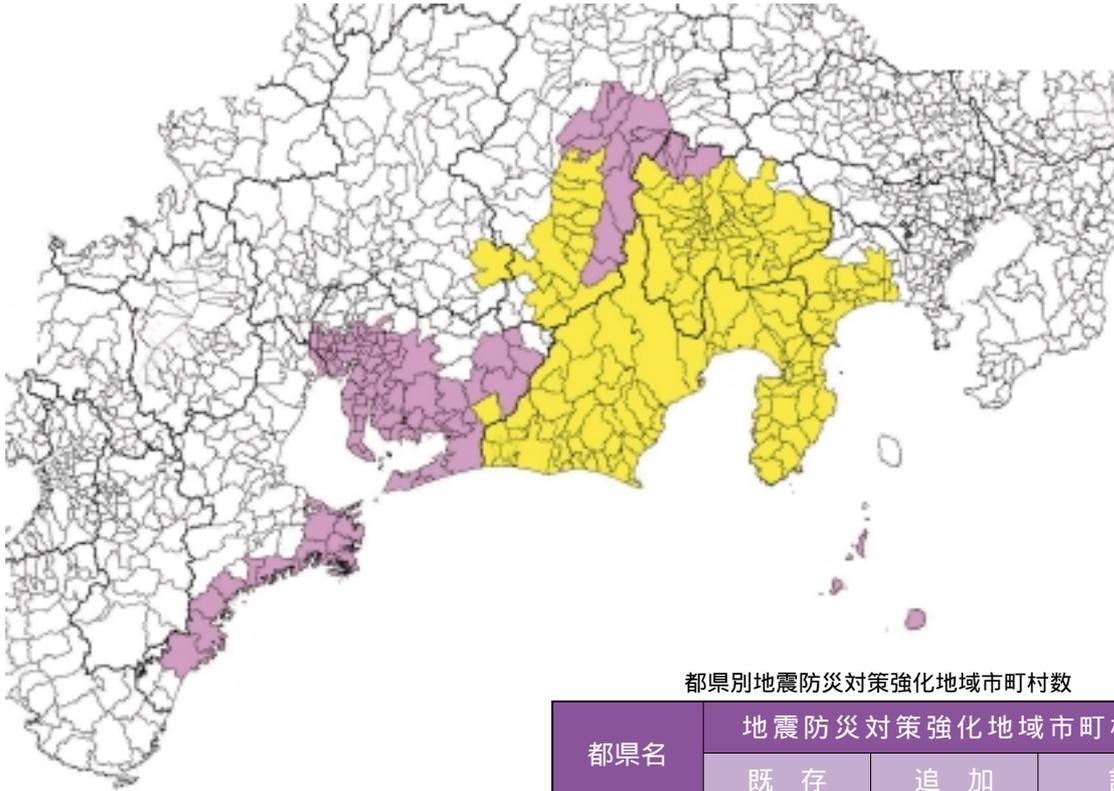
<強化地域指定の考え方>

震度6弱以上の地域(地震の揺れによる著しい被害)

20分以内に高い津波(沿岸で3m以上又は地上で2m以上)が来襲する地域

一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮

新たな地震防災対策強化地域



都県別地震防災対策強化地域市町村数

凡 例	地 域	団 体 数
	既存の強化地域	167
	追加された強化地域	96
	合計	263

都県名	地震防災対策強化地域市町村数		
	既 存	追 加	計
東 京 都	0	3	3
神 奈 川 県	19	0	19
山 梨 県	56	5	61
長 野 県	16	13	29
静 岡 県	74	0	74
愛 知 県	1	57	58
岐 阜 県	1	0	1
三 重 県	0	18	18
計	167	96	263

今後の対応

新たに強化地域に指定された地方公共団体においては、地震防災強化計画や地震対策緊急整備事業計画、地震防災応急計画(特定の民間事業所の管理者等が作成)の策定が必要となり、既存の強化地域においても、これらの計画の見直しが必要となってきます。

また、東海地震対策専門調査会では、今年度末を目前に、引き続き今後の東海地震対策全般についてのあり方

等について検討することとしており、この検討結果を踏まえ必要があるときは、地震防災基本計画、地震防災強化計画等の見直しが行われることとなります。

新たな強化地域の指定に伴い、消防庁としても、地方公共団体の地震防災強化計画、地震対策緊急整備事業計画等の策定・見直しの指導や助言を行うとともに、関係都県間の連携がより一層強化されるよう支援してまいります。



北海道 函館市消防本部



北海道 函館市消防本部
消防長 内村 正

1 函館の概要

北海道最古の歴史をもち、土方歳三など旧幕府軍が命を散らした箱館戦争の舞台である函館は、北海道の南端部に位置し、函館山を要に市街地から山間部へ扇形に広がる総面積約350平方キロメートル、人口28万7千人を有する街です。

函館は、四季折々の情景に趣きがあり、春は、星型の特別史跡・五稜郭跡に整備された五稜郭公園の1,600本の桜が、豪華絢爛な淡紅色を表し、色彩鮮やかに咲き乱れ、北の春の到来をつげます。

夏は、安政6年(1859年)横浜・長崎とともに我が国初の国際貿易港となったことにちなんだ開港記念セレモニーが行われ、豪華な花火大会やイカ踊りで有名なワッショイはこだて(函館港まつり)で函館の夏がいっそう燃え上がります。

秋については、真っ赤に染まった葉を幾重にも敷き詰めた紅の絨毯が函館山の裾野に位置する西部地区や五稜郭公園等に広がり、食と文化の街として彩りを増し、冬は、市内随所において光のイルミネーションが表れ、特に12月1日から25日までクリスマスファンタジー、2月1日から14日まで元町公園等において開催されるバレンタインファンタジーが、寒いこの季節、人々の心を温もりでいっぱいにさせます。

2 函館大火を教訓として

函館といえば大火の街と呼ばれるほど、明治以降100戸以上焼失した大火が28回にもおよび、そのなかでも昭和9年3月21日の函館大火は、世界大火史に名を残すものであります。この大火は、現在、当消防本部庁舎1階に展示しています米国製の大型ポンプ自動車「アーレンスフォックス号」(他東京消防庁1台所有:現存2台)や勇猛果敢な消防職員をもってしても火勢をおさえることができず、出火からおよそ12時間にわたり燃え続けた火災は、当時の市街地の3分の2を焼き尽くし、2,166名の尊い人命を奪いました。

このような火災等を二度と起こさぬよう、防火地区の設定、緑樹帯の新設、道路拡張等、各種都市整備が図られるとともに、現在においても消防力の強化を最優先とし、現在、消防職員368名・消防団員773名が安全都市推進を目的に業務を推進しています。特に大火という歴史と経験を業務に取り入れ、函館大火のあった日には、市民に防火思想の普及啓発を図るべく、全市的に一般家庭の住宅防火診断を行うとともに、警防面では烈風下における火災を想定した大規模な消防訓練を行っています。

また、毎月21日を「防火の日」と定め、消防職・団員による火災予防広報を実施し、「自分たちの街は 自分たちで守る」の精神のもと自主防災組織の育成や市民に対する普通救命講習を積極的に実施しています。

3 おわりに

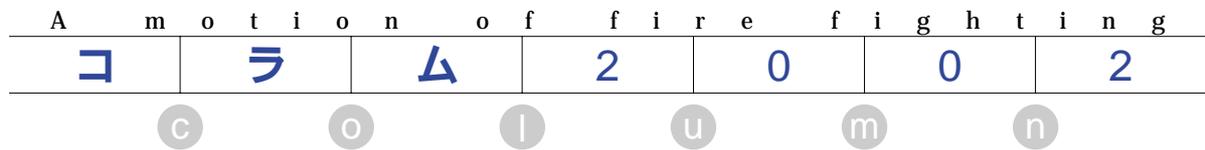
本年は、大正11年に市制を施行してから80周年を迎える記念すべき年であります。

先人の街づくりに懸けた夢と愛郷精神を受け継ぎ、複雑多様化する災害や年々増加の一途にある救急需要に対応するため、さらなる消防力の強化や救急業務の高度化を図り、函館市民と消防機関が一体となって「国際観光都市 函館」を「災害のない街」とするべく決意を新たにすることであります。

函館大火時に活躍した
アーレンスフォックス号



市内高校生を対象に行われた普通救命講習会



「指定可燃物(可燃性液体類)」

『指定可燃物とは』

消防法第9条の3で指定可燃物とは「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」と定義されています。危険物の規制に関する政令第1条の12では、「別表第4の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの」が指定可燃物として位置づけられています。

『可燃性液体類とは』

次に掲げる物品は可燃性液体類に該当します。

1気圧において引火点が40 以上70 未満の液体で可燃性液体量が40%以下であって燃焼点が60 以上のもの

1気圧において引火点が70 以上250 未満の液体(1気圧において温度20 で液状のものに限る)で可燃性液体量が40%以下のもの

動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250 未満の液体(1気圧において温度20 で液状のものに限る)で一定の要件を満たす屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク若しくは地下貯蔵タンクに加圧しないで常温で貯蔵保管されているもの又は一定の要件を満たす容器に収納され貯蔵保管されるもの

1気圧において温度20 で液状を示すもので引火点が250 以上のもの

品 名	数 量	
綿花類	200kg	
木毛及びかんなくず	400kg	
ぼろ及び紙くず	1,000kg	
糸類	1,000kg	
わら類	1,000kg	
可燃性固体類	3,000kg	
石炭・木炭類	10,000kg	
可燃性液体類	2m ³	
木材加工品及び木くず	10m ³	
合成樹脂類	発泡させたもの	20m ³
	その他のもの	3,000kg

先般の消防法改正により、従前第4類第4石油類又は動植物油類の危険物に区分されていた物品のうち、引火点250 以上のものについては指定可燃物である可燃性液体類に区分されることとなりました。なお、ギヤー油、シリンダ油については、従前どおり危険物第4類第4石油類に区分されます。

『指定可燃物の貯蔵及び取扱い』

指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準については、消防法第9条の3の規定に基づき、市町村条例により定められています。

指定可燃物の中には、日常生活で何気なく使用しているものも含まれていますが、数量や取扱方法によっては大きな火災危険性を有するものであることを理解し、条例に基づく技術基準を遵守する必要があります。

防災訓練に参加しましょう

～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

震災対策室

わが国は、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの災害に見舞われています。特に6000人を越える犠牲者を出した平成7年1月の「阪神・淡路大震災」の経験と教訓は、忘れられないものとなりました。そのような中で昨年は、北海道有珠山の噴火、伊豆諸島の群発地震、三宅島の噴火、鳥取県西部地震、芸予地震など、大規模な災害が全国各地で発生し、多くの被害が発生し、今なお避難を余儀なくされている人もいます。

このように地震など自然災害が多発する環境のなかでは、日頃から、災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ちついて行動できるようしておき、被害を

最小限にすることが非常に重要なことといえます。

その方策の一つとして効果的で重要なものに各地方公共団体、消防署、企業、地域コミュニティ等で行われている防災訓練があります。

防災訓練では、被害想定に基づき避難訓練、身体保護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練など、実践的な対応を実際に経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対応方策を身につけることができます。特に、いつ起こるかわからない地震に対する備えは、平日頃からの防災訓練等によって培われるものといえます。

地域で行われる防災訓練へは、漫然と参加するのではなく、家族全員で参加して、“いざという時どうするか”という心構えを体験しましょう。

< 防災訓練に参加する場合に心がけておくこと >

- 1 非常脱出口の確保など身の安全を守ること
- 2 非常持ち出し品の準備、避難地までの順路を確認など避難するときのテクニック
- 3 消火器具の使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力し合って行う応急救護の方法
- 6 地域の住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難の前の安全確認
- 8 家族や近隣の人々の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険地域を確認しておく
- 10 行政や消防署の役割、自分でできることの確認

* なお、国や地方公共団体などでは、毎年、9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に、全国各地で防災訓練が行われますので、積極的に参加しましょう!

< メモ: 9月1日は、14万人以上の死者と44万棟以上の家屋焼失の被害を招いた大正12年の関東大震災が発生した日です。 >

花火による火災の防止

予防課

夏になり、子供たちが花火をしているのをよく見かけます。しかし、家庭で気楽に楽しめる花火も正しく取り扱わないと火災になったり、火傷をしたりするなどの事故につながりかねません。実際、平成12年中に火遊びによる火災のうち、花火が原因の火災は84件発生しています。

家庭で気軽に楽しめる「おもちゃ花火」であっても、たかが花火と思わず、夏の夜の風物詩である花火を安全に楽しむため、必ず次のことに注意しましょう。

1 燃えやすいものがない安全な場所を選ぶ!!

花火の火薬の量は少量ですが、「ロケット花火」などのように高く飛ぶものや、「ねずみ花火」のように地面を走り回るものなどが数多く販売されており、空高く上がった花火の火の粉が屋根に落ちたり、走り回った花火の火の粉が周囲の紙くず等に着火し火災となった事例が多く見られます。

花火をする場合は、次のような条件にあった場所を選ぶようにしましょう。

- (1) 紙くず、枯れ草、廃材など燃えやすい物が周囲にないこと。
- (2) 灯油などの危険物品が周囲にないこと。
- (3) 建物から離れていること。

また、文化財の周囲など花火が禁止されている場所では決して花火をしないようにしましょう。

花火は安全な場所を選ぶ!



2 風の強い乾燥した日などには花火をしない!!!

次のような気象状況の時は花火をしないようにしましょう。

- (1) 火災警報が出されているとき
- (2) 強風注意報や乾燥注意報などが出されているとき

3 子供だけでは花火をしない!!

子供だけで花火をしていたため、周囲の紙くずに火がつき、消火できずに建物にまで燃え移ってしまった事例や花火の火が衣類に燃え移り火傷をした事例もあります。花火をするときは必ず大人が付添い、人や建物に火花を向けないように注意しましょう。

子供たちだけでは花火をしない!



4 注意書を必ず読む!!

最近では「おもちゃ花火」も改良が加えられ、さまざまな種類が販売されていますが、花火の側面等に記載してある注意書を必ず読んで、取扱いに十分注意しましょう。

5 花火をほぐしたり、数本束ねて点火したりしない!!!

正しく取り扱えば安全な花火でも、ほぐして火薬を集めたり、数本まとめて点火したりした場合には、火薬が一度に燃えることとなり、大変危険です。

花火はそのままの形で必ず一本ずつ点火するようにしましょう。

6 水の入ったバケツなどを用意する!!

花火の燃えカスに火が残っているのに気が付かずごみ箱に投げ捨てたため火災となった事例があります。花火をする際には、必ず水の入ったバケツなどを用意し、点火に使ったマッチや花火の燃えカスは、必ずその中に入れて確実に消火しましょう。

水の入ったバケツをわすれずに!



電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、電気器具等や配線器具からの出火する火災には、たばこやこんろなどの火気から出火する火災とは異なる注意が必要です。

電気器具等は、取扱いの不注意や使用方法から火災となる場合があります。電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 電気器具の点検の実施

電気ストーブなどの季節的に使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をすることが大切です。また、長年使用している電気器具についても、ほこり等を取り除いたり、点検・整備をするよう心掛けたいものです。なお、使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差し込みプラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 電気器具の正しい使用

電気器具は正しく使用しなければなりません。電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり過熱し火災になることがあります。使用に際しては、その器具の取扱い説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用することが重要です。

また、電気ストーブなどの暖房器具やヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置したり、意図せず

にはずみ等でスイッチが入ったりすると火災の原因となります。使わないときは、機器のスイッチを切るのみでなく、差込プラグをコンセントから抜いておくことが大切です。

3 電気配線等からの出火防止

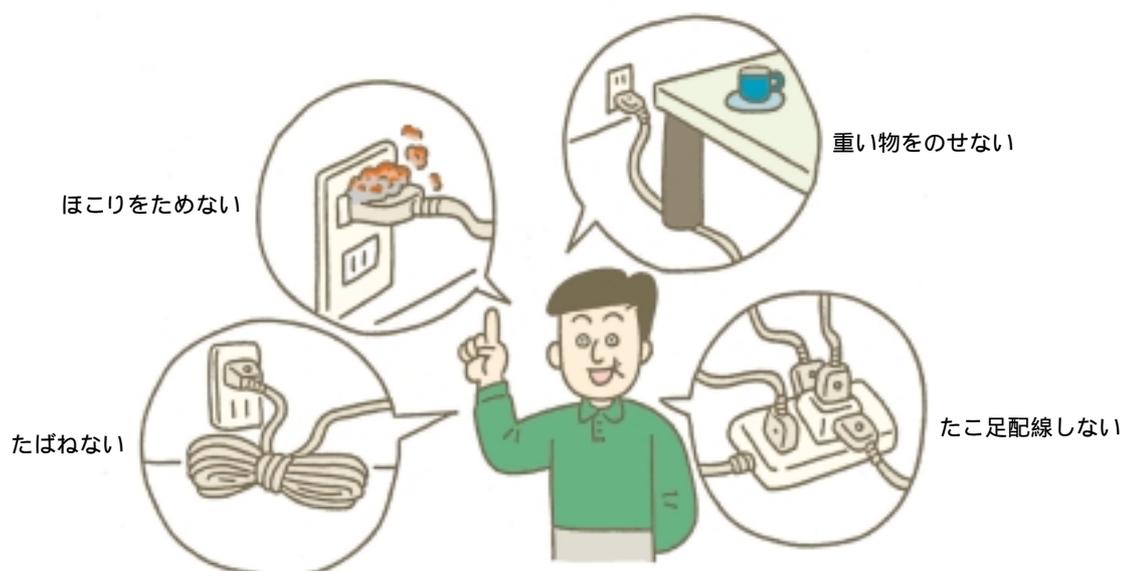
家電製品やOA機器等の普及により、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、コンセントが不足することもあり、たこ足配線になりがちです。

コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災になることもあります。コンセントの許容量にあった機器の配線を行い、たこ足配線は絶対に止めましょう。

また、長い間コンセントにプラグを差し込んだままにしておくと、プラグにほこりや湿気等が付着し、プラグの両刃間に電流が流れ(トラッキング現象)発熱して火災となることがありますので、定期的にプラグに付着したほこり等を清掃するようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が載った状態であると、その部分に負荷がかかったり断線したりして過熱し、出火する場合がありますので大変危険です。傷ついたコードは早めに交換し、重いものを載せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。



住民自らによる災害への備え

～災害ボランティアネットワーク～

防災課

国民の防災に対する意識は、以前にも増して高まりつつあり、地域の住民自らが災害に備える重要性も高くなってきています。

防災活動については、災害対策基本法において、国、都道府県、市町村それぞれについての権限と責任が規定されていますが、こうした行政機関の行う防災施策と協働して実施される住民自らによる防災活動も活発に行われています。特に阪神・淡路大震災の発生以降、地域に密着した自主防災活動や災害ボランティア活動といった「自分たちのまちは、自分たちでまもる」という意識のもとでの創意工夫に富んだ災害への備えがいろいろな形で進んでいます。また、1998年には、NPO法(特定非営利活動促進法)が制定され、ボランティア活動は従来の福祉分野だけでなく、幅広い方面へと広がってきています。そして、ある特定の分野のみの活動だけでなく、平常時における様々な活動を通して防災について携わる団体が増えています。

しかし、大規模災害時においては、応急対策の主体となる行政機関や、該当地域におけるボランティア自身が被災する場合があります。日頃からの計画どおり復興活

動に対処できないことも想定されるため、平常時から支援の受入体制について地域全体で検討しておく必要があります。受入体制の検討に当たっては、行政を中心としたハード面の準備だけでなく、応援に駆けつけたボランティアの方々が、地域情報に精通したリーダーのもと、速やかに状況に応じた支援活動を開始でき、被災地における情報伝達・情報収集がスムーズに実施できる体制をつくっておくことが重要です。

そのためには、各地で活動しているボランティア団体のネットワークを行政や企業を含める形で広げていく必要があります。医療又は電気・ガス・水道といったライフラインなどについての専門知識や技術をもった人たちが、ボランティアとして全国から集まってきた時に、何処が避難所で、何処に行けば資機材が手に入るのかなどについて、予め情報を入手できるようにしておくことのほかに、その時々々のライフラインの状況など刻々と変化する情報についても、行政及びボランティア団体が共有化を図れるようにしておくことが必要です。そのためには、IT技術の進歩を活用するなどにより、情報拠点の所在を明確化し、必要なスキルや人数の充足状況、復旧状況などを掲示するシステムの構築等を通して、いざという時の地域の初動体制を確立しておく必要もあります。

また、このネットワークを通じて、過去の災害で得たノウハウを共有し、今後の防災活動における各団体の活動指針に組み入れ、大規模災害時の経験を後世に継承していくことも重要です。災害発生時の経験をネットワークを通じて共有することで、被災時の対応が進歩することにもなるのです。



浜松市消防本部提供

4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第65号	平成14年4月8日	各都道府県消防主管部長	消防庁救急救助課長	救急隊員が行う心肺蘇生法等について
消防危第53号	平成14年4月15日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物の範囲変更に伴う危険物データベースの運用について
消防震第15号	平成14年4月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁震災対策室長	平成14年度総合防災訓練大綱について
消防震第13号	平成14年4月24日	各都道府県消防主管部長	消防庁震災対策室長	地震防災対策強化地域の指定について
総財地第138号 消防消第92号 消防予第107号 消防災第44号 消防震第12号 消防情第61号 消防救第79号	平成14年4月26日	各都道府県知事 各指定都市市長	総務事務次官 消防庁長官	防災対策事業について
消防消第95号 消防予第111号 消防災第49号 消防震第14号 消防情第63号 消防救第80号	平成14年4月26日	各都道府県消防防災主管部長 各指定都市消防長	消防庁消防課長 消防庁予防課長 消防庁防災課長 消防庁震災対策室長 消防庁防災情報室長 消防庁救急救助課長	防災基盤整備事業取扱要領の策定について
消防災第46号 消防情第62号	平成14年4月26日	各都道府県知事	消防庁次長 (ワールドカップサッカー大会に関する消防庁連絡会議議長)	ワールドカップサッカー大会開催期間中における災害情報連絡の徹底について
総行自第38号 消防消第96号	平成14年4月26日	各都道府県知事	総務省総括審議官 消防庁次長	ワールドカップサッカー大会に対する地方公共団体及び消防機関の対応について
消防消第97号	平成14年4月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	ワールドカップサッカー大会に関する消防庁連絡会議の設置について

消防庁人事

平成14年4月30日付

氏名	新	旧
黒田 靖郎	辞職	長官付
砂田 泰主	出向	総務課

平成14年5月1日付

氏名	新	旧
魚路 和寿	総務課	総務省大臣官房秘書課

広報テーマ

5月

消防団活動への理解と協力の呼びかけ
天ぷら油による火災の防止
風水害への備え
住民に対する応急手当の普及啓発
津波による災害の防止

6月

危険物安全週間
住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》
火遊びによる火災の防止
災害弱者対策の推進
石油コンビナート災害の防止

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
6月6日 11:25～11:30	ご存じですか～防災ミニ百科	(仮)台風への備え

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>